社会福祉法人〇〇〇クレジットカード取扱規程（例）

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人〇〇〇会（以下、「本会」という。）のクレジットカードの取扱に関わる事項について定め、当該カードの使用を明瞭かつ適正におこなうこと目的とする。

（定　義）

第２条　この規程において「法人カード」とは、銀行及び信販会社又はその子会社（以下「カード発行会社」という。）が法人に対して発行するクレジットカードをいう。

（管理責任者）

第３条　法人カードの保管管理を行うために、管理責任者を置く。

２　管理責任者は、会計責任者又は出納員をもって充てる。

　（管理責任者の責務）

第４条　管理責任者は、カード発行会社から法人カードを受領したときは、経理規程第○条の規程に基づき管理するとともに、法人カードを使用とする者（以下「カード使用者」という。）に対し、法人カードの使用の承認と法人カードの貸与を行うものとする。

　（法人カードの使用範囲）

第５条　法人において法人カードを使用できる範囲は、法人の業務遂行する上で、法人カードを使用しなければ支払いが行えない物品の購入、役務の提供等に限るものとする。

　（カード使用者の責務）

第６条　カード使用者は、法人カードの約款を遵守するとともに、法人カードの使用が第８条第１項各号に掲げる不正使用とみなされないように、善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。

　（法人カードの紛失盗難等）

第７条　カード使用者は、貸与された法人カードを紛失又は盗難に遭ったときは、速やかにその状況を管理責任者に報告しなければならない。

２　前項の報告を受けた管理責任者は、直ちに所管する警察署に紛失等の届出を行うとともに、カード発行会社に対しカードの利用停止等の措置を求めるものとする。

　（法人カードの不正使用）

第８条　法人カードの使用が、次の各号に該当するときは、これをカードの不正使用とみなす。

　（１）私的に利用した場合

　（２）第５条に規定する使用範囲を超えて使用した場合

　（３）法人カードの使用約款に違反して使用した場合

２　管理責任者は、前号各号に掲げる不正使用を発見した場合は、直ちに不正使用された法人カードをカード使用者から回収するとともに、理事長にその状況を報告するものとする。

　（法人カードの不正使用に対する損害賠償）

第９条　理事長は、前条第１項に掲げる法人カードの不正使用により法人に損害が発生したと認めた場合は、カード使用者に対しその損害の賠償を求めるものとする。

　（その他）

第10条　この規程に定めるもののほか、法人カードの取扱について必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附　則

この規程は　　〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。

注：総括責任者を置く場合は、理事長とあるのを総括責任者と読み替えるものとする。